ロ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)

(1)	区分６	1,014単位
(2)	区分５	898単位
(3)	区分４	816単位
(4)	区分３	633単位

ハ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)

(1)	区分６	963単位
(2)	区分５	846単位
(3)	区分４	765単位
(4)	区分３	582単位

ニ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)

(1)	区分６	1,128単位
(2)	区分５	1,012単位
(3)	区分４	931単位
(4)	区分３	747単位

注１　イからニまでについては、障害者（身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

２　イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項第１号に規定する世話人（注３において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を３で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

３　ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

４　ハについては、注２及び注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

５　日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の３に規定する共同生活住居をいう。以下この１の２において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注７に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1)　注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一)	区分６	904単位
(二)	区分５	788単位